

東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱

(目的)

第1 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学級等に在学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、その負担能力に応じ、特別支援学級への就学に要する経費に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(就学奨励費の対象者)

第2 就学奨励費の対象者は、東久留米市内（以下「市内」という。）に住所を有しており、公立小・中学校に在学する学齢児童生徒の保護者で、次に該当する者とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害とする。）又は熊本地震（平成28年4月14日及び平成28年4月16日に発生した熊本地震（余震含む）による災害で、被災証明書の提示がある場合に限る。）による市内への避難者及び家庭内暴力（客観的に状況を確認できる場合に限る。）による避難者で住所を有しない者は、居住証明書や賃貸借契約書等の写しをもって市内に住所を有するとみなす。

- (1) 特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者
 - (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する程度の障害を持つと東久留米市が認める児童生徒の保護者
- 2 前項の規定にかかわらず、東久留米市就学援助費事務処理要綱（平成27年東久留米市教育委員会訓令乙第11号）の規定に基づく就学援助費の支給を受けている者は対象者から除く。

(認定基準)

第3 生計を一にする全員の年間収入金額（前年分）が基準以下の場合、次の認定基準により認定する。

- (1) 認定基準は、保護者の収入金額及び世帯総収入金額を使用するものとし、収入金額については、前年分総収入金額（期末手当等全ての収入を含む。）とする。
- (2) 認定基準は、生活保護基準の2.5倍未満とする。その際利用する基準は、平成25年4月1日現在の生活保護基準とする。ただし、通学費の認定は除く。

(就学奨励費の受給申請)

第4 就学奨励費の受給を希望する児童生徒の保護者（転入児童生徒の保護者を含む。）は、毎年度、就学奨励費受給申請書・通学費受給申請書（以下「申請書」という。）に、

前年分の収入金額が確認できる書類（以下「収入証明書」という。）を添付して、東久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。ただし、申請書への行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号の記入をもって添付書類を省略することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず通学費の申請については、収入証明書の添付は不要とする。
- 3 就学奨励費の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が、年度途中で生活保護の開始を受けたときは、その者に係る福祉事務所の生活保護開始の報告をもって、就学援助費の申請があったものとみなす。ただし、年度途中で生活保護の停止又は廃止を受けた保護者が就学奨励費の受給を希望する場合は、申請を必要とする。

（認定事務）

第5 就学奨励費の認定期日は、毎年度4月1日からとする。ただし、転入等による途中認定は、申請書の提出を受けた月の1日からとする。

- 2 認定期間は、その年度の3月末日までとする。
- 3 教育委員会は、申請書の提出を受けた後、第3の認定基準により審査し、認定する場合は東久留米市就学援助・就学奨励費受給認定通知により、認定しない場合は東久留米市就学援助・就学奨励費審査結果についてにより保護者に通知する。
- 4 教育委員会は、学校長に児童生徒総括表を送付し、認定者を通知する。

（就学奨励費の支給）

第6 支給対象経費及び支給内容は別記1、支給金額は別記2のとおりとする。

- 2 就学奨励費は、原則として認定者の口座へ振り込むことにより支給する。ただし、小学校給食費については、一学期分は認定者口座へ、二・三学期分は学校長口座へ振り込むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学校納付金等の支払いが滞っている場合は、認定者の委任状をもって児童生徒の在籍校の学校長を代理人とし、就学奨励費を学校長口座へ振り込むことができるものとする。
- 4 途中認定による就学奨励費の支給は、次のとおりとする。
 - (1) 給食費の支給は、認定された月の1日からとする。
 - (2) 就学奨励費認定者から就学援助費要保護に認定された場合の給食費は、小学校給食費については認定された月の前月までの支給とする。中学校給食費については、要保護認定日前日までの支給とする。
 - (3) 就学奨励費認定者から就学援助費要保護に認定された場合の学用品費は、認定された月の前月までの支給とする。
 - (4) 就学援助費要保護から就学奨励費に認定された際に、生活保護法に基づく教育扶助が支給済みの場合は、支給対象期間であっても就学奨励費の支給対象としない。
 - (5) 認定者が前住所地の自治体においても就学奨励費の支給を受けていた場合は、校

外活動費（宿泊を伴うもの）と修学旅行費を除く、支給済みの費目の支給は行わない。

(6) その他就学奨励費については、別記 2 に基づいて支給する。

(認定の取消)

第 7 認定者が次の各号のいずれかに該当する場合、教育委員会は認定を取り消すことができる。

(1) 第 2 に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 認定者から受給辞退の申し出があったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により就学奨励費の支給を受けたとき。

(就学奨励費の返還)

第 8 教育委員会は、第 7 の規定により就学奨励費の認定を取り消した場合、就学奨励費の一部又は全部を返還させることができる。

(周知)

第 9 教育委員会は、市立小・中学校特別支援学級児童生徒に「特別支援教育就学奨励費のお知らせ」を配布し、就学奨励費の周知を図ることとする。

(委任)

第 10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (平成 27 年 3 月 31 日東久留米市教育委員会訓令乙第 12 号)

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 認定基準については、今後とも国や他市の動向を注視し、必要な見直しを行っていく。

3 平成 26 年度東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱（平成 25 年東久留米市教育委員会訓令乙第 16 号）は廃止する。

付 則 (平成 28 年 2 月 8 日東久留米市教育委員会訓令乙第 3 号)

1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 29 年 3 月 3 日東久留米市教育委員会訓令乙第 3 号)

1 この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記1

支給対象経費	支給内容
学用品費 (通学用品費を含む)	児童生徒が学校における学習に必要とする個人所有の学用品に要する経費及び通学するために必要な用品に要する経費とする。
新入学児童生徒学用品費	新たに小・中学校に入学する児童生徒が新入学に当たって必要な通学服や鞆などに要する経費とする。4月認定者のみ支給。
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	学校外の教育の場で行われる学校行事及び活動のうち宿泊を伴わないものに参加するための直接必要な交通費及び見学の経費とする。
校外活動費(宿泊を伴うもの) ①小学校 移動教室 (6年生) ②中学校 移動教室 (1年生)	児童生徒が宿泊を伴う校外活動に要する経費のうち校外活動(宿泊を伴うもの)に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金、キャンセル料等の経費とする。学年を通じ1回のみ支給。ただし、前住所地の自治体においても就学援助費の支給を受けていた場合は、その限りでない。
修学旅行費 ①中学生 修学旅行 (3年生)	修学旅行に要する経費のうち修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱い料金、キャンセル料等の経費とする。学年を通じ1回のみ支給。ただし、前住所地の自治体においても就学援助費の支給を受けていた場合は、その限りでない。
学校給食費	認定者から実際に徴収した経費とする。
通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路で特別支援学級又は通級指導学級への通学に要する経費とする。

別記2

援助費目	区分	学年	援助費（年額）
学用品費 ・通学用品費	小学校	1	11,420 円
		2～6	13,650 円
	中学校	1	22,320 円
		2・3	24,550 円
新入学児童生徒 学用品費	小学校	1	40,600 円
	中学校	1	47,400 円
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小学校	1～6	実費 (交通費及び見学料)
	中学校	1～3	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	小学校	6	実費
	中学校	1	
修学旅行費	中学校	3	実費
学校給食費	小学校	1～6	実費
	中学校	1～3	
通学費 (特別支援学級の児童生徒)	小学校	1～6	実費 (通常の経路の通学に要する 交通費)
	中学校	1～3	